

質問及び回答

ページ	質疑内容
仕様書 3 ページ	<p>【第 11 一括再委託等の禁止】について</p> <p>2 項に記載の「前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分」とは何を指すのか。</p> <p>本条文は、受注者が本業務の主たる部分を担い、主たる部分以外の範囲については、第三者への委託範囲／役割を企画提案書で示し、採択となれば再委託は可能との認識でよいか。</p>
	<p>回答内容</p>
	<p>後段についてはお見込みのとおりです。本条文の趣旨は、事業者を選ぶというプロポーザル審査の性質上、プロポーザル審査を行い、信頼に値すると選ばれた事業者さまが主体的に業務を遂行することを担保することにあります。しかし、民間企業の連携が効果的な事業遂行に必要な場面も多くあることから、企画提案書に明示していただいた場合、主たる部分以外については再委託が可能であるとしております。</p> <p>前段についても、趣旨としては事業者さまが主体的に業務を遂行することを担保することであり、採択後契約する際若しくは契約後の協議の中で仕様書または協議書で契約相手方に遂行していただきたい部分があればそれを定めることを念頭に置いております。なお、効果的な事業遂行に必要である再委託もあることは勿論のことです。</p>

ページ	質疑内容
仕様書 4 ページ	<p>【第 17 業務対象区域】について</p> <p>「ただし、発注者が必要と認めたときは、地域を変更することが出来るものとする。」とあるが、対象範囲が増減した場合は契約金額も変更となるのか。</p>
	<p>回答内容</p>
	<p>範囲増減の程度にもよりますが、例として 200ha の対象区域が 100ha 未満となった場合は契約金額が減額になる場合も考えられます。いずれにせよ場合に依りますので、協議の上変更することとなります。</p>

ページ	質疑内容
実施要領 2 ページ	「提出書類」について 企画提案書の提出部数（8部）には全て会社名を記載する認識 で良いでしょうか。
	回答内容
	お見込みのとおり。御社名をご記載ください。

ページ	質疑内容
実施要領 2～3 ペー ジ	「提出書類」について 2 ページ目の企画提案書の数量には「8部及びデータ版1部」 と記載されており、3 ページ目の提出期限には「企画提案プレ ゼンテーション実施日に地域振興課農林振興係まで持参」と記 載されておりますが、データ版の提出はCD等の媒体で持参すべ きでしょうか。またはプレゼンテーション実施までにメールで 送付すべきでしょうか。
	回答内容
	データ版はCD等の媒体で紙資料とともに持参していただくこと を想定しております。

ページ	質疑内容
実施要領 3 ページ	「提出書類」について 様式第5号見積書（積算基礎がわかるように任意の内訳書を添 付すること）と記載されておりますが、労務費の単価は提案業 者の単金（間接費の係数等を含む）を採用する認識で良いでし ょうか。
	回答内容
	お見込みのとおり。労務費の単価は特段こちらで設定してはお りません。

ページ	質疑内容
仕様書 5 ページ	「現地精通者ヒアリング、 公図合成図修正」について 「受注者は可能な限り現地精通者を選任し、」 とあるが、 最低何名などの条件はありますか。
	回答内容
	条件はございません。

ページ	質疑内容
実施要領 (3/11)	「審査方法等」について プレゼンテーションの出席者は3名と記載しているが、メンバー構成は委託先も含めてもよいか。
	回答内容
	プレゼンテーションの出席者は指名事業者様に限ります。事業者を選定するというプロポーザル審査の特性上、指名事業者様以外の方が出席することは適当でないと考えられるためです。